別添（第１６条関係）

補助金返還額の要否及び算定方法

１　補助金返還の要否

　　※取得財産等の処分制限期間が10年超の場合（10年未満の場合はその

年数で下記表に当てはめる）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 財産取得から10年目まで | 財産取得から11年目以降財産処分制限期間満了まで |
| 無償譲渡無償貸付　等 | 要（①） | 不要 |
| 有償譲渡有償貸付　等 | 要（②） | 要（③） |

財産処分制限期間満了後の処分については、有償・無償に関わらず補助金返還不要とする。

２　補助金返還額の算定方法

　【（Ａ）残存価値により算定を行う方法】

　補助金額×（残存年数／処分制限期間年数）

　【（Ｂ）譲渡額等により算定を行う方法】

　譲渡額等×（補助金額／財産取得に要した総事業費

　※財産処分の対象となる補助事業として交付された補助金額が上限

３　補助金返還額のケース毎の算定方法

（１）図①の場合

→（Ａ）の算定方法による

　（２）図②の場合

　　　　→（Ａ）と（Ｂ）の算定方法を比較しいずれか高い方による

　（３）図③の場合

　　　　→（Ｂ）の算定方法による